

由利本荘市スマート林業推進事業費補助金交付要綱

令和 8 年 4 月 1 日

（目的）

- 第 1 条 この要綱は、森林施業の生産性向上及び省力化、効率化や持続可能な林業経営の推進を図るために必要な最新技術（ドローン、ICT機器、林業機械の自動化等）を活用した機器の購入に必要な経費に対して補助を行うことを目的とする。
- 2 この補助金の交付に関しては、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成17年由利本荘市規則第40号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する規則（平成17年由利本荘市規則第41号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

- 第 2 条 本要綱において「スマート林業」とは、ICT・IoT・ドローン・人工知能（AI）等を活用し、林業の効率化、安全性向上及び持続可能性等を高める事業をいう。

（補助対象事業者）

- 第 3 条 補助対象事業者は、由利本荘市管内に事業所若しくは営業所を有する林業事業体等とし、市長が認めた者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象外とする。

（1）国・県または財団法人等から同一目的の補助金等の交付を受けた者若しくは交付の決定を受けた者

（補助対象事業）

- 第 4 条 補助対象事業は、前条に規定する者が実施する次の各号に掲げるものとする。

（1）次に掲げる機械等の購入

スマート林業に取り組むために必要なICT技術等の導入経費（ドローン、ドローンを活用した森林情報管理システム、森林クラウドGIS、スマート情報杭、GPS測量システム、LPWA緊急通報装置、木材の需給調整システム、タブレット等を活用した日報管理システムなど）

（2）特に市長が認める物件の購入

（補助対象経費）

- 第 5 条 補助対象経費は、前条に掲げる物件の購入等にかかる経費とし、税（消費税及び地方消費税をいう。）は含まないものとする。

（補助金の交付額）

- 第 6 条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1機械設備あ

たり 150 万円を上限とする。また、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、予算の範囲内で市長の定めた額とする。

(補助金の申請等の手続)

第 7 条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、条例、規則に定めるところによる。

2 補助金の交付額に変更がない場合は、変更申請の手続きは必要ないものとする。

(補助事業の実施期間)

第 8 条 補助事業の実施期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。